

第6回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年9月9日（金）午後2時33分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（11名）	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	
欠席委員（1名）	12番 下田 健一 委員			
推進委員（6名）	13番 徳岡 正裕 推進委員		15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（2名）	14番 河井 勝重 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第26号議案 非農地の現況証明について 第27号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p> <p>清水武敏委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長） （議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和4年度第6回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号9番の清水武敏委員でございます。よろしくお願ひ致します。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席ください。 それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願ひします。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。そう致しますと、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。では進行をお願いします。 それでは会を進行させていただきます。 本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。ご確認をお願ひ致します。 日程2番、「議事録の署名委員の指名」についてを議題と致します。 お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして議長において指名することに、ご異議はございませんか。 （「なし。」の声） ご異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には6番の谷岡貞幸委員、そして10番の尾川寛信委員。両名の方を指名致します。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願ひします。 次に日程3番、報告事項に移ります。報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明をしてください。 報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。 次のとおり、農地転用現況確認願ひが提出され現況を確認し確認書を交付したので、その状況</p>

<p>4 議事 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>を報告するものです。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 転用者は、倉吉市●●。土地の表示 大字筒地——。地目は畑、面積は 2,634 m²。 転用目的は、植林であります。 許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおり。確認書交付年月日は令和 4 年 8 月 17 日で、調査結果は、同日植林完了であります。 現地の位置図につきましては、頁をめくって頂き 2-1 でございます。ご確認をお願いします。説明は以上です。 以上で説明は終わります。これは報告事項でございますので、皆さん、どうぞご了承ください。なお、皆さんの方からお尋ねがございましたら、挙手の上発言を許します。 どうぞ。お尋ねがございましたら、どうぞ。 ございませんか。それでは無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。 次に日程 4、議事に移ります。 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明を求めます。 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 3-1 頁) 番号 1 譲渡人は、田畑●●。譲受人は、国信●●。土地の所在、大字国信——。地目は台帳田、現況 畑、利用状況 畑。面積は 373 m²。権利取得後の経営面積は 3.73 アールで、農用地区域外の贈与による所有権移転であります。 位置図は本冊頁をめくって頂き 3-1 であります。赤色で着色をしております。基盤整備をしてある田んぼの、農道を挟んで西側。左側って云う事ですね。 すみません。本冊、また 3 頁に戻って頂きまして番号 2 です。 (資料は 3-2 頁、3-3 頁) 番号 2 譲渡人は、鳥取市●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、議案書記載の 3</p>
---	--------------------------------------	---

<p>議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>筆でございまして、地目及び面積はそれぞれ記載のとおりであります。 権利取得後の経営面積は 40 アールで、贈与による所有権移転です。 こちら位置図につきましては、1 筆目が、めくって頂き 3-2。3-2 です。これが 1 筆目。東田後の集落が左側に見えます。東田後の近傍。 それから 2 筆目と 3 筆目が、その次 3-3 頁であります。長瀬の集落、長瀬東部のあたりから高規格道路との間ですね。その周辺と云う事でございます。 以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしているものと考えます。以上です。 それでは以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。 質疑無しと云う風に認めさせて頂きます。これで質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についての採決を行います。原案のとおり、この申請を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第 24 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決を致します。 次に、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明を求めます。 議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、4-1 頁及び資料 1 の 1 頁から 7 頁) 番号 1 土地の所在 大字水下——。現況地目は畑。転用面積は 348 ㎡。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅で建築面積は 161.47 ㎡であります。 譲受人は、久留●●。譲渡人は、水下●●。契約内容は、売買による所有権移転です。 立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地。区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内で</p>
--	--	---

		<p>あります。</p> <p>許可根拠規定は第3種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅1棟、それから5台分の駐車場を整備するものであります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書、並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き4-1が位置図であります。左下にあるのは羽合小学校ですね。</p> <p>それから現地の写真は、資料1の1頁であります。住宅と住宅の間に挟まれておまして、草刈り管理なんかはしてあって。今は丁度草が伸びちゃって来てますけども、管理がされてる状況です。</p> <p>それから頁をめくって頂きまして2頁目が公図。それから3頁が土地利用計画図。4頁が西側の隣接ブロック設置の計画図。造成工事と云う風に書いておまして。図面の西側に茶色で色は付けてますけど、茶色と赤が判り辛くてすみません。</p> <p>茶色がブロックで。そこに標準的な断面図が描いてございます。そう云う事で境界を設けると。</p> <p>それから5頁目が建物立面図。6頁目が申請地内の上水と污水、そして雨水の配管図であります。雨水については東側町道の道路側溝へ排出する計画であります。判り辛いんですけども、緑色が雨水排水で、茶色っぽいのが下水ですね。赤と水色が上水。赤は建物の中、お湯が回る様にと云う事で、赤で表示してあるようでございます。</p> <p>それから頁をめくって頂き7頁目が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図であります。</p> <p>以上が番号1。そして議案書、また4頁に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は、4-2頁及び資料1の8頁から14頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字南谷——。現況地目は畑。転用面積は372㎡。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は63.50㎡であります。</p> <p>譲受人は、南谷●●。譲渡人は、南谷●●。契約内容は、贈与による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第3種農地。区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。</p> <p>許可根拠規定は第3種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>共投資有であります。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅が 1 棟で駐車場 3 台。そして家庭菜園をそのままの形で残すと云う事業計画となっております。</p> <p>それから、農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者と云うのはございません。</p> <p>頁をめくって頂き 4-2、こちらが位置図。丁度ね、古い橋津川と新しい橋津川と両方写っておりますが。右下の所がキリン公園と云う所で。大体イメージが付きますでしょうか。右下にね、駐車場があつて、車が停まっている所がキリン公園と云う東郷湖羽合臨海公園の一角でございます。</p> <p>それから現地の写真につきましては、8 頁と 9 頁です。8 頁と 9 頁が現地の写真。そして資料 1 の頁をめくって頂き 10 頁が公図。それから 11 頁が申請地内の上水・汚水・雨水の配管図で、雨水については北側の土地との境界に設置されている既設の排水溝へ排出する計画であります。</p> <p>その排水溝が分かるのが、次の頁めくって頂いて 12 頁、造成計画の平面図ですけども。横断面図の上の方に、民境界と云う事で側溝が入っております。その所の建物、横断面図の左側についてる建物は南谷の公民館の建物と云う事になります。お家を建てる所の周辺にはプレキャストの L 型擁壁、高さ 80 cm の L 型擁壁をぐるっとして。今、大体、2 車線道路と同じ高さにして行くと云う様な造成計画ですね。</p> <p>それから 13 頁が建物立面図。そして 14 頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それでは引き続き、現地調査委員による調査の報告をして頂きます。それでは申請番号 1 番、この案件を 13 番の徳岡委員より現地の調査報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。そうしますと、本日 12 時 45 分からですね、長谷川会長、土海職務代理、尾川委員、山田委員、私徳岡と事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りましたので、報告させていただきます。</p>
--	-------------------------	---

	<p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p>	<p>す。</p> <p>番号 1 番の湯梨浜町大字水下の件であります。事務局の方から説明がありましたが、本冊 4-1 の図面を見て頂きますと、左下にあるのが羽合小学校のプールでございまして。これの東側の、両方に住宅が建っている真ん中の土地になります。</p> <p>それでこの土地につきましてはですね、資料 1 を見て頂きますと、先ほど事務局から説明があった様に、1 から 7 までが、その資料の内容。住宅を建てると云う内容になっておりますので、後でゆっくり見て頂ければと思いますが。</p> <p>この、住宅にすると云う事にはですね、問題は無いと思われまして。以上、確認を致してきました。以上です。</p> <p>それでは次に申請番号 2 の案件を、11 番の山田委員より現地の調査報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは報告します。ただ今、徳岡さんのおっしゃった 7 名で、私も行ってきました。No.2 の南谷の件なんです。場所、4-2 の場所で。先ほど事務局から説明がありました、川の横、キリン公園が見える様な所と云う場所でありまして。</p> <p>4-2 でちょっと説明を致しますと、赤い斜線の上が公民館、南谷の公民館。それで、右側が、今建てようとしておられる所の母屋でございまして。</p> <p>それで、その場所に子供の家を建てると云う事で、土地もしっかり整備した。資料の 8 頁の写真、9 頁の写真をご覧になると普段から良く手入れをされている土地でもありまして。</p> <p>宅地の転用申請が出てますが、何らここに宅地として家を建てられても、一向に差し支えが無いものと確認をして参りました。以上です。</p> <p>以上で、現地の調査委員による報告を終わります。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。それでは、質疑は無しと云う風に認めます。これで質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 番の案件を原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。次に申請番号 2 の案件を原案のとおり認めることに賛成の委員の挙</p>
--	---------------------------------	--

<p>議案第 26 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第 25 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定を致します。 次に、議案第 26 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明を求めます。 はい。議案書 5 頁でございます。議案第 26 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 5-1 頁、資料 1 の 15 頁から 17 頁) 番号 1 申請人は、奈良市●●。土地の所在 2 筆の内 1 筆目、大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 552 m²。こちらは平成 6 年頃から申請地の一部を住宅用地として使用しており、それ以前より申請地内に倉庫・物置を建築しているものでございます。 それから 2 筆目、大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 542 m²。こちらは平成 8 年以降、畑として利用しておらず、駐車場や庭として利用しているものであります。 本冊頁をめくって頂き 5-1 が航空写真の位置図でございます。橋津の海水浴場と云いますか、橋津の港に近い所であります。崖下を、町道があるんですけども、中道と崖の下の道の間と云う様な所ですね。 それから現地の写真につきましては、資料 1 の 15 頁 16 頁であります。15 頁について大字橋津——の筆。それから 16 頁が大字橋津——の筆なんですけども、南側から撮った写真が上の写真で、下側が北からの写真です。それから 17 頁が公図でございます。 ここまでが番号 1 についてです。それでは本冊、すみません、また戻って頂きまして。今度は番号 2 でございます。 (資料は 5-2 頁、資料 1 の 18 頁から 20 頁) 番号 2 申請人は、石脇●●。土地の所在、こちらも 2 筆ございまして。1 筆目、大字小浜——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 2,175 m²。</p>
----------------------------------	---------------------	---

	<p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p> <p>尾川委員</p>	<p>そして2筆目、大字小浜——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は7,899㎡。</p> <p>こちらは何れも、亡き夫が平成18年頃に病気を患ってからは果樹園の継続が困難となったと云う事。また、獣害、イノシシの被害なんですけども。イノシシの被害が深刻で作付け等が出来ず耕作する事が出来ないと云うものでございます。</p> <p>それで、本冊頁をめくって頂き5-2が航空写真による位置図でございます。右上から左下に道が見えると思いますけども、こちらは高規格道路でございます。白っぽい建物が石脇食鶏団地で。申請地が赤で塗っておりますけども、その周りは山林となっていると云う、そう云う位置関係でございます。</p> <p>そして現地の写真については、資料1の18頁19頁ですね。ちょっと現地でどこからどこまでが大字小浜——で、どこからどこまでがもう一つの筆かと云うのが、現地でも確認し辛いので、おおよそで赤い線は入れさせて頂いております。道から写真を写している状況でございます。</p> <p>そして、資料1の最後20頁が、こちら、公図と云う事でございます。説明は以上です。</p> <p>これで説明を終わります。それでは引き続き現地調査委員による現地の調査報告をして頂きます。</p> <p>まず申請番号1番の案件でございますが、この案件を11番の山田委員より、現地調査のお願いします。報告をして頂きます。</p> <p>はい。それでは報告させて頂きます。</p> <p>先程と同じ様に、7名で現地確認に行つて参りました。まず番号1の大字橋津——の分ですが、現地の写真が5-1で。先ほどありました様に、9号線と集落の中道と、その裏に崖下の山道みたいなものの間に挟まれた、カギ型になった土地でございます。</p> <p>20年以上使っていないので草も生えておりますし、別冊の15頁の様に草が生えてますし。これを、20年以上経つてますので、農地に復元することはちょっと、不可能であろうと云う事でございまして。非農地証明もやむを得ないのではないかと。こう、判断を致しました。以上です。</p> <p>それでは次に、申請番号2番の案件を10番の尾川委員より報告をお願いします。</p> <p>はい。報告します。</p> <p>先ほど来説明のとおり、7名で現地に行つて参りました。現地は小浜と云う事で本冊の5-2を見て頂けますでしょうか。</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>先ほど事務局からもありましたとおり、高規格道路の山陰道を突っ切って山の方に挙がった所でございます。</p> <p>手前の左に下りる道なんです、そこを下りたところが小浜地域の集会所等がある所に下りる所でございます。それを真っ直ぐ上がった所、左側の赤い色に塗った所が申請地でございます。</p> <p>資料の 18 頁から 19 頁 20 頁を見て頂けますでしょうか。平成 18 年頃から旦那さんが病気を患われたと云う事で。果樹園でしたが、その果樹園の継続が困難となったと云う事で、こう荒れております。</p> <p>そして、見て頂いたら良く分かりますが、18 頁の下の 2 枚だとか。獣被害、イノシシの樂園みたいな恰好でイノシシが掘り回って、被害があつて。例え次の耕作者が見つかっても、とても耕作出来る様な形にはならないと云う風に、全員で確認して参りました。以上でございます。</p> <p>それでは以上で調査委員による現地確認の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。質疑はございますか。徳岡委員、どうぞ。</p> <p>はい。今日現地視察した身ですので、ちょっと質問がし難いですが。これは非農地の方にしたいと云う事ですよ。</p> <p>2 番目の方の、資料の 20 頁を見て頂きますと、周りはみんな山林ですよ。それでこれ、非農地じゃなくて山林と云うのはダメなんですか。</p> <p>それでは説明を。</p> <p>はい。非農地証明願いと云うのは、田んぼ、または畑、と云う地目ではもうなくなっちゃったので、それ以外のあるがままの地目として登記変えをさせてくださいなと云う願いなんですよ。</p> <p>ですので、場所によってはいわゆる宅地であったり。田んぼ畑じゃなく宅地であったり、或いは雑種地。宅地並みの綺麗な、何時でも家が建てれる様な雑種地であったり。或いは、もうすっかり木が生えているんで山林にするのか、或いは藪状態になつてるので原野とするのか、と云うのは、その場所場所の状況に応じてと云う事で。</p> <p>非農地と云う風にひと言で、とは言っても色々な様相がある訳ですから、基本は田んぼや畑じゃない状態としてまず認めてくださいなと。あるがままの地目として登記変えをさせてくださいなと云う事なので。必ずしもそれを山林だとか原野だとかと云う風な固定するものではなくて、その土地の状況によつた地目に変えさせてくださいなと云う風に捉えてください。</p>
--	--	--

<p>議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>良いですか。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>その他に、質問ございますか。ございますか。</p> <p>それでは無い様でございますので、質疑は無しと認め質疑を終結し、これより非農地申請の可否決定の採決を行います。</p> <p>まず申請番号 1 の案件を、原案のとおり可とする事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。次に申請番号 2 の案件を、原案のとおり可とする事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして議案第 26 号の「非農地の現況証明」については、原案のとおりに可決されました。</p> <p>次に、議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>はい。議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 9 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、6-1 頁と 6-2 頁)</p> <p>本冊頁をめくって頂きまして、6-1 お願いします。利用集積計画総括表でございます。</p> <p>関係戸数は 借人 1、貸人 1。利用権の設定期間は田畑の合計と云う事でいつも言ってますけども田んぼですね。田んぼ、3 年以上 6 年未満の契約 1 件で 4,679 m²であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 4,679 m²、全体ですけども。それで、利用権設定面積率は 0.037%であります。</p> <p>頁をめくって頂きまして次の頁が各筆明細でございまして、一覧でございます。ちなみに、来年の作からと云う事で申し出がありましたので、存続期間は令和 5 年 1 月 1 日からの 5 年間、令和 9 年 12 月 31 日までの期間と云う事でございます。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を</p>
--------------------------------------	--	---

5 その他	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございます。質疑無しと認め、これより採決を行います。</p> <p>議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>その他でございます。(1) 番「10 月定例総会の日程について」を、それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10 月定例総会の日程について 10 月 11 日 (火) 午後 3 時 から ○ 農家相談会について 8 月 18 日 (木) に実施した結果 相談なし 次回は 11 月で、12 月、1 月、2 月、3 月に実施予定 ○ 荒廃農地調査について 終了した調査班は事務局へ速やかに連絡するもの <p>それでは、本日附議されました議案は総て終了を致しました。それでは皆さん、ご起立をお願い致します。</p> <p>以上を持ちまして、令和 4 年度第 6 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後 3 時 2 6 分)</p>
6 閉会	議長	<p>それでは、本日附議されました議案は総て終了を致しました。それでは皆さん、ご起立をお願い致します。</p> <p>以上を持ちまして、令和 4 年度第 6 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後 3 時 2 6 分)</p>